

熊谷市告示（乙）第183号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、熊谷市のB地区（熊谷中央部及び荒川以南）における特定計量器の定期検査（集合）を次のとおり実施する。

令和8年8月24日

熊谷市長 小林 哲也



1 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が250キログラム以下の機械式はかり）

2 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
本町地区 星川地区 宮町地区 末広地区 筑波地区 銀座地区 箱田地区 本石地区 石原地区 上石地区 荒川西地区 荒川東地区 肥塚地区 吉岡地区 大原地区 桜町地区 中央地区 市田地区 吉見地区 御正地区 小原地区	令和8年10月5日（月） 令和8年10月6日（火） 令和8年10月7日（水） 令和8年10月8日（木） 令和8年10月9日（金）	10時から 15時まで （12時から13時 までを除く。）	熊谷市弥藤吾 2440番地 熊谷市めぬま 農業研修セン ター